

衆議院 総務委員会 議 録 第 三 号

平成二十六年十一月十八日(火曜日)

午前十時十分開議

出席委員

委員長 榎屋 敬悟君

理事 石田 真敏君 理事 坂本 哲志君

理事 橋 慶一郎君 理事 土屋 正忠君

理事 山口 泰明君 理事 渡辺 周君

理事 馬場 伸幸君 理事 稲津 久君

あかま二郎君 井上 貴博君

今枝宗一郎君 大西 英男君

門山 宏哲君 川崎 二郎君

木内 均君 小林 史明君

清水 誠一君 新藤 義孝君

瀬戸 隆一君 田所 嘉徳君

中谷 元君 中村 裕之君

長坂 康正君 平沢 勝栄君

武藤 容治君 山下 貴司君

湯川 一行君 小川 淳也君

奥野総一郎君 黄川田 徹君

寺島 義幸君 上西小百合君

村上 政俊君 濱地 雅一君

中田 宏君 三宅 博君

山内 康一君 塩川 鉄也君

西岡 新君

総務大臣政務官 あかま二郎君

総務大臣政務官 武藤 容治君

総務委員会専門員 畠山 裕子君

委員の異動

十一月十八日

辞任

伊藤 忠彦君

上杉 光弘君

渡辺 喜美君

補欠選任

山下 貴司君

平沢 勝栄君

山内 康一君

同日

辞任 平沢 勝栄君

山下 貴司君

山内 康一君

補欠選任

上杉 光弘君

伊藤 忠彦君

渡辺 喜美君

十月二十一日

行政書士法改正に関する陳情書(千葉市中央区中央四の一三の九蒲田孝代)(第九号)

漁業用軽油に課せられる軽油引取税の恒久的な免税措置に関する陳情書(大津市京町四の一の一赤堀義次)(第一〇号)

法人実効税率の引き下げによる地方財政への影響等に関する陳情書(東京都新宿区西新宿二の八の一吉野利明)(第一二号)

郵政再国有化に関する陳情書(千葉県流山市加三の六の一岡田浩明)(第一二二号)

十一月十一日

営農用燃料にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する意見書(北海道標津町議会)(第二四九三号)

外形標準課税適用拡大など中小企業向けの増税に反対する意見書(北海道深川市議会)(第二四九四号)

外形標準課税適用拡大など中小企業向けの増税に反対する意見書(北海道古平町議会)(第二四九五号)

外形標準課税適用拡大など中小企業への増税に反対する要望意見書(北海道余市町議会)(第二四九六号)

外形標準課税適用拡大など中小企業向けの増税に反対する意見書(北海道和寒町議会)(第二四九七号)

外形標準課税適用拡大など中小企業向けの増税に反対する意見書(北海道斜里町議会)(第二四九七号)

九八号) 外形標準課税適用拡大など中小企業向けの増税に反対する意見書(北海道新ひだか町議会)(第二四九九号)

外形標準課税適用拡大など中小企業向けの増税に反対する意見書(北海道鶴居村議会)(第二五〇〇号)

外形標準課税を中小企業に拡大しないことを求める意見書(秋田県議会)(第二五〇一号)

漁業用燃料に係る軽油引取税免税措置の堅持を求める意見書(北海道函館市議会)(第二五〇二号)

漁業用燃料に係る軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(北海道釧路市議会)(第二五〇三号)

漁業用燃料に係る軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(北海道石狩市議会)(第二五〇四号)

漁業用燃料にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(北海道福島町議会)(第二五〇五号)

漁業用燃料にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(北海道知内町議会)(第二五〇六号)

漁業用燃料にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(北海道長万部町議会)(第二五〇七号)

漁業用燃料にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(北海道寿都町議会)(第二五〇八号)

漁業用燃料にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(北海道泊村議会)(第二五〇九号)

漁業用燃料にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(北海道苫前町議会)(第二五一〇号)

漁業用燃料にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(北海道函館市議会)(第二五一〇号)

漁業用燃料にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(北海道天塩町議会)(第二五一一号)

漁業用燃料にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(北海道猿払村議会)(第二五一二号)

漁業用燃料にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(北海道浜頓別町議会)(第二五一三号)

漁業用燃料にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(北海道利尻富士町議会)(第二五一四号)

漁業用燃料にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(北海道白老町議会)(第二五一五号)

漁業用燃料に係る軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(北海道浦河町議会)(第二五一六号)

漁業用燃料にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(北海道えりも町議会)(第二五一七号)

漁業用燃料にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(北海道広尾町議会)(第二五一八号)

漁業用燃料にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(北海道標津町議会)(第二五一九号)

漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する意見書(富山県議会)(第二五二〇号)

軽自動車増税の見直しを求める意見書(大分県中津市議会)(第二五二一号)

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道夕張市議会)(第二五二二号)

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道夕張市議会)(第二五二二号)

書(北海道岩見沢市議会)(第二五二三号)
 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書(北海道網走市議会)(第二五二四号)
 軽油引取税の課税免除措置などの継続を求める意見書(北海道美唄市議会)(第二五二五号)
 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書(北海道士別市議会)(第二五二六号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道三笠市議会)(第二五二七号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道富良野市議会)(第二五二八号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道新篠津村議会)(第二五二九号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道七飯町議会)(第二五三〇号)
 軽油引取税の課税免除特例措置の延長を求める意見書(北海道今金町議会)(第二五三一号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道倶知安町議会)(第二五三二号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道仁木町議会)(第二五三三号)
 軽油引取税の課税免除特例措置の延長を求める意見書(北海道赤井川村議会)(第二五三四号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道長沼町議会)(第二五三五号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道新十津川町議会)(第二五三六号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道沼田町議会)(第二五三七号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道東川町議会)(第二五三八号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道南富良野町議会)(第二五三九号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道占冠村議会)(第二五四〇号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道音威子府村議会)(第二五四一号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道小平町議会)(第二五四二号)

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道羽幌町議会)(第二五四三号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道猿払村議会)(第二五四四号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道中頓別町議会)(第二五四五号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道豊富町議会)(第二五四六号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道幌延町議会)(第二五四七号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道美幌町議会)(第二五四八号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道斜里町議会)(第二五四九号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道遠軽町議会)(第二五五〇号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(北海道壮瞥町議会)(第二五五一号)
 軽油引取税の課税免除措置の恒久化を求める意見書(茨城県議会)(第二五五二号)
 軽油引取税の課税免除制度の継続もしくは恒久化を求める意見書(群馬県議会)(第二五五三号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(広島県議会)(第二五五五号)
 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(佐賀県議会)(第二五五六号)
 軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書(熊本県議会)(第二五五七号)
 ゴルフ場利用税の堅持を強く求める意見書(高知県芸西村議会)(第二五五八号)
 自動車関係諸税の抜本改革についての意見書(前橋市議会)(第二五五九号)
 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持を求める意見書(長崎県松浦市議会)(第二五六〇号)
 地域経済を支える地方財政の充実・強化を求める意見書(岩手県奥州市議会)(第二五六一号)

地域公共サービスを着実に推進する地方財政の充実を求める意見書(岩手県北上市議会)(第二五六二号)
 地方財政の拡充を求める意見書(北海道美深町議会)(第二五六三号)
 地方財政の拡充を求める意見書(北海道礼文町議会)(第二五六四号)
 地方財政の充実・強化を求める意見書(福島県議会)(第二五六五号)
 地方法人課税の不合理な偏在是正措置の撤廃及び地方税財源の拡充に関する意見書(東京都議会)(第二五六六号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都墨田区議会)(第二五六七号)
 地方財源の拡充に関する意見書(東京都目黒区議会)(第二五六八号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都渋谷区議会)(第二五六九号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都北区議会)(第二五七〇号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都八王子市議会)(第二五七一号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都三鷹市議会)(第二五七二号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都青梅市議会)(第二五七三号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都府中市議会)(第二五七四号)
 地方税財源に関する意見書(東京都小金井市議会)(第二五七五号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都小平市議会)(第二五七六号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都国分寺市議会)(第二五七七号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都国立市議会)(第二五七八号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都福生市議会)(第二五七九号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都東大

和市議会)(第二五八〇号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都清瀬市議会)(第二五八一号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都久留米市議会)(第二五八二号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都武蔵村山市議会)(第二五八三号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都あきる野市議会)(第二五八四号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都西東京市議会)(第二五八五号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都瑞穂町議会)(第二五八六号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都日出町議会)(第二五八七号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都檜原村議会)(第二五八八号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都奥多摩町議会)(第二五八九号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都大島町議会)(第二五九〇号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都三宅村議会)(第二五九一号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都御蔵島村議会)(第二五九二号)
 地方税財源の拡充に関する意見書(東京都小笠原村議会)(第二五九三号)
 地方財政の充実・強化を求める意見書(神奈川県横須賀市議会)(第二五九四号)
 地方財政の充実・強化を求める意見書(福井市議会)(第二五九五号)
 地方財政の充実・強化を求める意見書(福井県勝山市議会)(第二五九六号)
 地方財政の充実・強化を求める意見書(長野市議会)(第二五九七号)
 地方財政の充実・強化に関する意見書(長野県松本市議会)(第二五九八号)
 地方財政の充実・強化を求める意見書(長野県須坂市議会)(第二五九九号)

地方自治体の安定的運営のための地方財政の充実を求める意見書(島根県益田市議会(第二六〇〇号))

地方財政の充実・強化を求める意見書(島根県江津市議会(第二六〇一号))

地方財政の充実・強化を求める意見書(島根県雲南市議会(第二六〇二号))

地方財政の充実・強化を求める意見書(広島県府中市議会(第二六〇三号))

地方財政の充実・強化を求める意見書(愛媛県今治市議会(第二六〇四号))

地方財政の充実・強化を求める意見書(佐賀県議会(第二六〇五号))

地方財政の充実・強化を求める意見書(長崎県大村市議会(第二六〇六号))

地方財政の充実・強化を求める意見書(大分県議会(第二六〇七号))

地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善等に資する取組を求める意見書(さいたま市議会(第二二〇八号))

中小企業への外形標準課税導入に慎重な対応を求める意見書(富山県議会(第二二〇九号))

農林漁業用燃料に係る軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(北海道島牧村議会(第二六一〇号))

光回線による超高速情報インフラ未整備地域の解消を求める意見書(北海道様似町議会(第二六一一号))

免税軽油制度の継続を求める意見書(北海道二七〇町議会(第二六一二号))

免税軽油制度の継続を求める意見書(三重県朝日町議会(第二六一三号))

免税軽油制度の継続を求める意見書(三重県紀北町議会(第二六一四号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
情報通信及び電波に関する件
私事性的画像記録の提供等による被害の防止に

関する法律案起草の件

○榎屋委員長 これより会議を開きます。情報通信及び電波に関する件について調査を進めます。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案起草の件について議事を進めます。本件につきましては、各党間の協議の結果、石田真敏君外七名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、維新の党、公明党、次世代の党及びみんなの党の六派共同提案により、お手元に配付いたしておりますとおりの私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。石田真敏君。

○石田(直)委員 提出者を代表いたしました。本草案の趣旨及び内容について御説明申し上げます。まず、本草案の趣旨について御説明申し上げます。

近年、嫌がらせ目的で元交際相手の性的な写真等をインターネット上に公開する、いわゆるリベンジポルノによる被害が深刻な社会問題となっております。このため、こうしたリベンジポルノによる被害の発生、拡大を防止するため、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穏を侵害する行為の処罰等について定めることとし、ここに本草案を提出した次第であります。

次に、本草案の内容について御説明申し上げます。第一に、この法律において、私事性的画像記録とは、性交または性交類似行為に係る人の姿態等が撮影された画像の電子データ等をいい、私事性的画像記録物とは、当該画像を記録した写真や電子データに係る記録媒体等をいうこととしたして

おります。ただし、撮影された本人が第三者に当該画像を見られることを認識した上で撮影を承諾したものは除外することとしております。

第二に、第三者が撮影対象者を特定することができする方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定または多数の者に提供した者は、三年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処することとしております。

また、この方法で、私事性的画像記録物を不特定もしくは多数の者に提供し、または公然と陳列した者も同様とすることとしております。

さらに、このような行為をさせる目的で私事性的画像記録等を提供した者は、一年以下の懲役または三十万円以下の罰金に処することとしております。

第三に、プロバイダー等が撮影対象者等からの削除申し出に基づき画像を削除した場合に生じる情報発信者への損害に係る賠償免責の要件について、情報発信者に対する削除照会に係る申し出期限を七日から二日に短縮するプロバイダー責任制限法の特例を設けることとしております。

第四に、国及び地方公共団体は、被害者が告訴等を行いやすくするために必要な体制の充実及び削除の申し出先、申し出方法等についての周知を図るための広報活動等の充実、一元的に被害者の相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等の措置を講ずることとしております。

第五に、国及び地方公共団体は、被害の発生を未然に防止するための教育活動及び啓発活動の充実を図ることとしております。

第六に、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとしております。

また、政府は、この法律の施行後二年以内に、被害回復及び処罰の確保に資する国際協力のあり方等に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

なお、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等

を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。以上が、本草案の趣旨及び内容であります。何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○榎屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本件について発言を求められておりますので、これを許します。塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。今議題となりました私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案につきまして、提出者に何点か質問させていただきます。

元交際相手の性的な写真や動画などを嫌がらせ目的にインターネット上に公開する、いわゆるリベンジポルノが深刻な社会問題となっております。その点で、この被害の実態についてはどのような把握をされておられるのか、また、元交際相手等との私的な事柄を刑罰対象とするという点では、他に類似の処罰法律があるのかどうか、従来、わいせつ罪や名誉毀損罪、児童ポルノ禁止法等の現行法があるわけですが、こういうものでの対応はいかがなのか、本法案の立法趣旨とあわせ御答弁をいただければと思います。

○平沢委員 お答えいたします。まず、被害の実態でございますけれども、ネット上のトラブル相談を受け付ける全国webカウセンリング協議会というところがあるわけですが、この資料によりますと、二〇一二年には年間十件程度であった同協議会へのリベンジポルノに関する相談件数が、ことしの場合、二〇一四年に入りまして一月から三月の間に、毎月三十件程度に急増しているということでございます。

警察の方は、リベンジポルノに特化した形で統計をとっていませんのでわかりませんが、警察の方でも相当ふえているということもございまして、この種のものは、当然のことながら、暗数が相当あるわけをございまして、実態はかなり深刻ではないかと考えております。

この法案で新設する罰則でございすけれども、撮影対象者の私生活の平穩、特にその性的なプライバシーを保護しようとする目的の規定であるわけをございまして、このような目的で元恋人等との私的な事柄を刑罰の対象として規制する法律は、これまで我が国には存在しませんでした。

この犯罪自体が、携帯とかスマホが急速に普及しまして、どこでも簡単に写真が撮れるようになったという社会的な背景があるということも、これに関連しているのではないかと思います。

諸外国の例を申し上げますと、例えばドイツ、フランスでは、性的なものに限らず、プライバシーを侵害する行為を処罰する規定が存在しているところをございまして、例えば米国のカリフォルニア州では、性的なプライバシーを侵害する行為を処罰する規定を近年新設したということも聞いております。

それから、我が国でも、この種のものを取り締まる既存の法律というのはいろいろあるわけをございすけれども、例えば、わいせつ物やわいせつ画像に当たらない場合であっても撮影対象者の権利が害される場合というのがあるわけをございまして、既存のわいせつ物頒布罪では必ずしも十分対応ができないところ、それから、例えば児童ポルノ禁止法では十八歳以上の者を対象とする行為には対応できないという問題があること、さらには、名誉毀損罪に該当する行為は人の社会的評価を低下し得るものでなければならぬという問題があるわけをございす。

こういった既存の法律ではカバーできない、いわば既存の法律の間隙のところを今回の法律でカバーしよう、そういうことによりまして私生活の平穩を保護、守つていこうというのが今回の法律

の狙いでございまして、その辺についてぜひ御理解をいただければと思います。

○塩川委員 今回の法案を出す趣旨が、現行の法律の間隙をカバーするというお話でございまして、現行法で十分に対応できないということが本法案の立法の趣旨ということをお話で確認いたしました。

被害の実態把握のところは、民間の団体の方の相談件数ということが例示的にはあるわけをけれども、警察におけるさまざまな問い合わせ等々含めて、被害の実態の全容を把握するというところについても、関係当局への働きかけをぜひ求めていきたいと思つておるところであります。

次に、本法案は親告罪であります、その点で、捜査権の濫用につながることはないのかどうかというところについてお尋ねいたします。

私事性的画像記録であることを認識していない場合に拡散した、そういう場合も公表罪や公表目的提供罪として捜査対象となります。

この認識の有無を判断する根拠とは具体的にどのようなものなのか、捜査機関の恣意性を排除する、その保証は何か、この点についてお尋ねしたいと思います。

○平沢委員 まず、被害の実態についてございすけれども、先ほど申し上げましたように、警察はリベンジポルノに特化した形での統計をとっていないようにすけれども、この辺について、リベンジポルノに特化した統計をとるように申し入れを今しているところをございす。

それから、今御指摘がございましたように、本法案の罰則というのは、公訴が提起された場合には、事件に関する事情が法廷等において明らかになりまして、改めて被害者の性的プライバシーが害されるおそれがあることから、親告罪としているところをございす。

捜査機関としては、告訴を受理した場合には捜査を行う責任があることになるわけをございすけれども、当然のことながら、捜査機関においては、被害者の性的プライバシーが害されるおそれ

を考慮して親告罪とした趣旨を踏まえて、適切な対応がなされるべきでありまして、関係者のプライバシーや名誉の保護に十分配慮した形で捜査が行われるということをお話でございす。

また、本法案の罰則でございすけれども、過失犯の処罰規定は設けていないわけをございす、公表罪や公表目的提供罪の犯罪事実を認識、認容していた故意犯のみが罰せられることになるわけをございす。

この故意について、犯罪事実を認識、認容していかどうか、これについてのいわば立証でございすけれども、これは、個別具体的に判断することになるわけをございすけれども、関係者の供述だけでなく、客観的、外形的な証拠によつても認定されることになると考えてございす。

また、実際の捜査においては、強制処分は裁判官の事前の令状審査のもとで行われることになるわけをございす。

いすれにしても、提案者としては、捜査機関において、客観的、外形的な証拠に基づいて適切な運用がなされるものと考えてございす、恣意的な捜査はあつてはならない、このことについては、捜査機関には十分注意して捜査を行つていただきたいということをお話でございす。

○塩川委員 犯罪事実の認識につきましては、今御答弁いただきましたように、関係者の供述だけではなく、客観的、外形的な証拠によつても認定されるということ、いわば公開された画像等の客観的、外形的な証拠によつて認定される、そういう趣旨ということをお話でございす。

最後に、今後の支援体制の問題についてお尋ねをいたします。

今、簡単にインターネットで画像等が大きく公開されてしまう情報通信機器などの発展、社会情勢の中で、インターネットを通じた性暴力、性犯罪をどう防止していくのか、この点をきちんと押さえて後押しをする支援策や体制の整備が必要ではないかと考えます。

この支援体制の整備として、具体的にどんなことをしていくことが求められるのか、この点について提出者のお考えをお聞かせください。

○平沢委員 今委員御指摘のとおりでございまして、インターネットを通じた性暴力、性犯罪の防止は極めて重要でありまして、社会全体でこういった行為が許されぬという認識を醸成していくことが重要ということをお話でございす。

したがって、本法は、私事性的画像記録の提供等の行為をインターネットを通じて流す、そういった性的犯罪に関連するものでございすけれども、本法案では、私事性的画像記録の提供等に関する、被害者の支援体制の整備等、これは第五条でございすけれども、及び被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発、第六条でございすけれども、こうした規定を設けているところをございす。

支援体制の整備等については、具体的に申し上げますと、警察における女性警察官による女性被害者への対応などの相談窓口の体制整備、あるいは、法務局の人権擁護機関における人権相談、削除依頼等の方法の助言、プロバイダーへの削除要請、それから、法テラスにおける適切な相談窓口に関する情報提供、被害者支援に精通した弁護士

の紹介、あるいは、総務省におきましては、総務省が設置、運営している違法・有害情報相談センターにおけるプロバイダー等への削除要請方法等の助言、こういったことを今各省庁に対応を求めているところをございまして、被害者に対する支援策が一層充実されるものと考えてございす。

加えて、これら関係機関等が一層連携を強化して、それぞれの取り組み内容や窓口について相互に情報を共有し、相談内容や相談者の意向等を踏まえ、最も適切な関係機関等に速やかに引き継ぐことが可能となるよう、連携体制の構築が図られることになると考えてございす。

また、被害の未然防止のためには、学校を初め、さまざまな場を通じ、児童生徒のみならず、被害者等も含めた、私事性的画像記録の提供等の

被害者、加害者とならないようにするための教育及び啓発が重要でありまして、関係機関等による取り組みの充実を求めているところでございませぬ。

いずれにしても、委員が御指摘のとおり、こうした犯罪に巻き込まれないようにすることが極めて重要なわけございまして、そして、万が一に起こった場合には、そうした方々に対する相談体制の充実、救済が重要になってくるわけございまして、その点については、委員の御指摘も踏まえてしっかりと対応していきたい、そして、そのことをまた関係当局に求めていきたいと考えております。

○塩川委員 プロバイダーへの即時削除要請などの取り組みを行いやすくする、こういう取り組みの重要性の問題もあります。

いずれにせよ、有識者の方など国民の声に広く耳を傾けて、この支援体制の充実、整備を整えていくために、関係機関に特段の取り組みを改めて申し上げまして、提出者への質問を終わります。ありがとうございます。

○梶屋委員長 これにて発言は終わりました。お諮りいたします。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案起草の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○梶屋委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案提出の手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○梶屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時二十九分散会

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によつて名誉又は私生活の平穩の侵害があつた場合における特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めることにより、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「私事性的画像記録」とは、次の各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像(撮影の対象とされた者(以下「撮影対象者」という。))において、撮影をした者、撮影対象者及び撮影対象者から提供を受けた者以外の者(次条第一項において「第三者」という。))が閲覧することを認識した上で、任意に撮影を承諾し又は撮影をしたものを除く。次項において同じ。に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。同項において同じ)その他の記録をいう。

一 性交又は性交類似行為に係る人の姿態

二 他人が人の性器等(性器、肛門又は乳房をいう。以下この号及び次号において同じ)を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺

激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であつて、殊更に人の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。))が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

2 この法律において「私事性的画像記録物」とは、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であつて、前項各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像を記録したものをいう。(私事性的画像記録提供等)

第三条 第三者が撮影対象者を特定することができず、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。

3 前二項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 前三項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

5 第一項から第三項までの罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例)

第四条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第三条第二項及び第三条の二第一号の場合のほか、特定電気通信役務提供者(同法第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下この条において同じ)は、特定電気通信(同条第一号に規定する特定電気通信をいう。以下この条において同じ)による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者(同条第四号に

規定する発信者をいう。以下この条において同じ)に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 特定電気通信による情報であつて私事性的画像記録に係るものの流通によつて自己の名誉又は私生活の平穩(以下この号において「名誉等」という)を侵害されたとする者(撮影対象者(当該撮影対象者が死亡している場合にあつては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹)に限る。))から、当該名誉等を侵害したとする情報(以下この号及び次号において「私事性的画像侵害情報」という。))、名誉等が侵害された旨、名誉等が侵害されたとする理由及び当該私事性的画像侵害情報が私事性的画像記録に係るものである旨(次号において「私事性的画像侵害情報等」という。))を示して当該特定電気通信役務提供者に対し私事性的画像侵害情報の送信を防止する措置(以下私事性的画像侵害情報送信防止措置)とを講ずるよう申出があつたとき。

二 当該特定電気通信役務提供者が、当該私事性的画像侵害情報の発信者に対し当該私事性的画像侵害情報等を示して当該私事性的画像侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会したとき。

三 当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該私事性的画像侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

(支援体制の整備等)

第五条 国及び地方公共団体は、私事性的画像記録の提供等による被害者の適切かつ迅速な保護及びその負担の軽減に資するよう、被害者が当該提供等に係る犯罪事実の届出を行いやすくするために必要な捜査機関における体制の充実、私事性的画像侵害情報送信防止措置の申出を行

う場合の申出先、申出方法等についての周知を図るための広報活動等の充実、被害者に関する各般の問題について一元的にその相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発)

第六条 国及び地方公共団体は、私事性的画像記録等が拡散した場合においてはその被害の回復を図ることが著しく困難となることに鑑み、学校をはじめ、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、自己に係る私事性的画像記録等に係る姿態の撮影をさせないこと、自ら記録した自己に係る私事性的画像記録等を他人に提供しないこと、これらの撮影、提供等の要求をしないこと等私事性的画像記録の提供等による被害の発生を未然に防止するために必要な事項に関する国民の十分な理解と関心を深めるために必要な教育活動及び啓発活動の充実を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から、第四条の規定は公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(被害回復及び処罰の確保に資する国際協力の在り方等に関する検討)

第二条 政府は、インターネットを利用した私事性的画像記録の提供等に係る被害回復及び処罰の確保に資するため、この法律の施行後二年以内に、外国のサーバーを経由するなどした私事性的画像記録の提供に関する行為者の把握及び証拠の保全等を迅速に行うための国際協力の在り方について検討するとともに、関係事業者における通信履歴等の保存の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理 由

最近における私事性的画像記録の提供等による被害の表情に鑑み、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止するため、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によつて名誉又は私生活の平穩の侵害があつた場合における特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例及び当該提供者による被害者に対する支援体制の整備等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第二号

総務委員会議録第三号

平成二十六年十一月十八日

平成二十六年十一月二十五日印刷

平成二十六年十一月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U